

平成30年1月30日

地域密着型サービス運営推進会議報告書兼議事要旨

厚生労働省令第34号(平成18年3月14日)第108条の規定に基づき、平成30年1月29日に運営推進会議を開催したので、その記録を作成し、これを公表します。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所及び事業主体の概要

【事業所】 ゆうなぎ九十九里

(認知症対応型共同生活介護 通称：グループホーム)

(介護保険事業所番号) 1275900213

(管理者) 一番館計画作成担当者兼ホーム長※ 小川 功一

(所在地) 〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1

電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335

(開設年月日及び共同生活住戸と利用定員)

平成17年10月 1日開設、利用定員9人(一番館)

平成23年 4月 1日開設、利用定員9人(二番館)

※ホーム長は当社職制

【事業主体】

〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

(商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい)

(代表者) 代表取締役 萩原 将之

電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

## 運営推進会議の概要

日 時：平成30年1月29日 13時30分から14時35分

会 場：当ホーム一番館の畳ルームにて

出席者：運営推進会議の構成

### 当ホーム

- ・ 入 居 者 A（一番館、女性）
- ・ 代 表 取 締 役 萩原 将之（設置主体代表者）
- ・ 計画作成担当者 内山 貴司（二番館担当、介護支援専門員）

### 委 員

- ・ 九十九里町地域包括支援センター 1名
- ・ ちどりの会（ボランティア団体） 2名

### （議題）

1. 入居者情報
2. ゆうなぎかわら版の内容について
3. 当ホームにおけるインフルエンザの流行状況等
4. 外部評価について
5. 研修の実施状況の一について
6. 一の入居者の状況について（ケースファイル的議題）

(議事要旨)

前回の運営推進会議（11月27日）から今日までの施設や入居者の様子について、説明を行う。また、『ゆうなぎかわら版12月号、(30年)1月号』の解説。最後に当ホーム事業主体の代表者である萩原、二番館の計画作成担当者である内山が、次のとおりに説明をし、委員と議事に入った。

### 1. 入居者情報 平成29年11月21日現在

一番館：男性3名 女性6名 小計9名  
二番館：男性6名 女性3名 小計9名  
計18名・うち九十九里町内の入居者は12名

パソコンを用いてデータを集計、円グラフ化したものを配布。読み上げながら、説明を行う。現在両館とも満床の状態であり、男女の合計人数・被保険者数（当町が最も多い）などは、前回の会議から今日までの間で介護保険の更新をした入居者が2名おり、要介護度の変動をともなった。要介護度4の方が4人と最も多い。

### 2. ゆうなぎかわら版の内容について

11月号と12月号の内容について説明を行う。

11月号は山王台公園（東金市）に紅葉を見に出かけたもの。他に記事は、当ホームの入居者にかかる介護保険の更新手続きのあらましなどについて。

12月号はクリスマス会と銘打って実施した、入居者とその家族等の関係人が集う催し。他に記事は、インフルエンザ等の感染症予防、防止のために、面会に際しては咳、くしゃみ等がある場合にはマスクの着用を督促、玄関に設置のアルコール噴霧器による手指消毒、発熱、下痢、嘔吐等がある場合には面会を断念或いは延期を検討するよう、主に家族等の関係人に向けた注意喚起を3月まで毎月紙面で行っていることについて説明する。

### 3. 当ホームにおけるインフルエンザの流行状況等

まず、今季、インフルエンザを発症した入居者、役職員の状況を説明した。入居者は今月に入ってから、一番館においては2名、二番館においては2名、役職員においては3名の、合計7名の発症を見ている。

うち、1名はこの会議を主催する小川功一について、その配偶者がインフルエンザを発症したことが強く疑われ、濃厚接触者の疑いが強固であると自ら認めて25日に申告があり、この日の勤務を途中で免脱し、翌日26日にこの配偶者が近医の診察を受けて検査の結果、インフルエンザの感染を認める。

小川はインフルエンザの顕著な症状を発していないということであるが、このとおり濃厚接触者に相違ないことから、翌27日から31日までの5日間、出勤停止措置を講じた。よって、本会議を欠席している次第である。

なお、他の6名については本日現在、治癒、寛解したものと断じている。生命に危険を及ぼすようなことはなかった。

**(委員)** (小川功一が) インフルエンザであることは間違いないのか。(出勤停止) 何らかの決まり(法令等)があるのか。

**(当ホーム)** 小川が近医の診察を受けるか否かは別として、当ホームにおいてはその職員の構成において、児童、生徒の子がいる母が従事している割合が高く、子がインフルエンザを発症した場合、母は感染と発症の有無はともかくとして、濃厚接触者であることは疑いがないのであるから、それが分かった日から5日間の期間を出勤停止として当ホームに持ち込ませないようにしている。よって、小川もこの例に倣っており、本日、欠席している次第である。

#### 4. 外部評価について

31日に外部評価を予定している。毎年一度、法令の規定によって外部の評価機関による評価を義務付けられているものである。趣旨はサービスの向上とその自発的努力を助長することを期待するものである。なお、運営推進会議を暦年で6回開催すると、翌年の外部評価を受けなくてもよいこととなっており、については、2カ月に1度のペースで本会議を開催している次第である。この点については、各委員においては当社当ホームの都合で開催しているのではないかとの誹りは甘んじて受けたい。

**(委員)** 例えば、法令違反や由々しき事態があった場合にはそれを保険者や諸官庁等に評価機関が報告することがあるのか。

**(当ホーム)** (未確認ではあるが) 評価要領にそのような記載があったかは定かではなく、また、趣旨としてそれを主眼にしているものではないと思われる。もっとも、そのような状況や事態を評価機関の評価員等が現に認めた場合には、一般的には法令(介護保険法令)の趣旨に照らせば、評価機関または評価員等は保険者、すなわち当社当ホームの場合には町当局に報告することが求められているであろう。

**(委員)** 評価の趣旨を分かりやすく説明されたい。取締り等の趣旨はあるのか。評価の結果は保険者等に報告されるのか。

(当ホーム) 当社当ホームの介護そのものについて、どのような取り組みがなされ、また、どのような効果が期待できるのか。具体的な30項目以上の事柄があり、それらについて、評価される。継続的に評価を毎年受けているところからすると、昨年の評価項目で改善目標を立てたものについて、当然今年は改善されているということで評価を受ける。また、例えば、評価項目の一について同様類似施設等と比較した時に明らかに妥当ではないものがあれば、その点についての改善等が指摘されるであろう。取締りなどの趣旨はなく、評価機関と当ホームで共によりよいサービスを目指すのが目標となっている。取締りについては、法令において保険者、すなわち町当局の指導、立入検査、監査等が制度的に備わっている。評価結果については、評価機関と当社当ホームですり合わせを行い、合意した後に保険者、すなわち町当局に提出し、町、当社、WEBサイト等で閲覧の用に供される。なお、次回の本会議は3月に予定されており、その際に分かりやすく、昨年の評価結果と今年の評価結果を比較してお見せすることとしたい。

#### 5. 研修の実施状況の一について

毎月、全社全職員を対象に(町内教育学習施設)つくも学遊館等を使用して全体会議と称して報告連絡、研修を実施していることは既にお伝えしているところであるが、そのうちの研修の一について説明する。

最近ではロールプレイ(寸劇)等を用い、平易にするためにともすると過大な表現で実施している。書面、資料よりも知識、技能等の涵養が期待され、今後も推進してまいりたい。

(委員) 研修の講師は社内の者か(講師の適性)。外部から専門家を招聘しないのか。

(当ホーム) 講師は社内の者である。主に小川功一と、内山貴司が担っている。適性はまああると認める。当ホームは全日且つ終日稼働しており、役職員全員の完全な出席が難しいこと、短い時間で行う関係上、現実に即して且つ喫緊の課題について平易に行うことが多い。よって、当社当ホームの資格者を中心に議題によって講師を担わせることもある。外部の専門家を招いたことはなく、既に述べた会議の性質上、外部の専門家による研修は検討課題である。なお、身近に即した議題も多いことから、例えば、ちどりの会のメンバーそれぞれに得意とする専門とする分野があれば、講話願うことも考えられるのではないか。

#### 6. 一の入居者の状況について(ケースファイル的議題)

11月に自室で転倒して骨折、2カ月余りの入院を経て、今月退院して戻られた入居者のケース(当該入居者はA、本会議に同席)を代表者が説明した。

このAは、帰宅、外出、家族宅（子女等の自宅）、縁故先（親類）等へ行くと言い出すとなかなか困難な状況が散見される。しかしながら、小川によれば、まずは当該本人の弁を、当該本人が納得するまで或いは満足感が得られるまで十分に聞き取ることが肝要であると述べている。

本会議前、Aが県内の縁故先に行くと言った。そこで、会議前にそのソファに座って話を聞き、Aの需要を満たすことができる具体的な当社当ホームが行い得る施策があったので、そのことを話して、時機と準備が調うまで待つことはできるかと答えたところ、実に穏やかな表情をされて、今、ここでこの会議の成り行きを見守っている。

このことは、小川の弁によるまでもなく、入居者とケアワーカーたる職員が一般社会のそれと同じくコミュニケーションを取ればよいということを示唆するものではないか。

以上のとおり、14時35分頃、議事を終了した。なお、次回の運営推進会議の開催日を平成30年3月26日の13時30分からと決し、散会した。

以上

本件のお問合せ先（平成30年1月29日開催分に限り）  
グループホーム ゆうなぎ九十九里  
（二番館）計画作成担当者 内山 貴司 電話 0475-70-7333  
当ホーム事業主体 株式会社 相生（そうせい）  
（代表者）代表取締役 萩原 将之 電話 0475-36-5711